

平成28年4月16日に宮崎県で発生した人工斜面(宅地擁壁等)の崩壊に対して 災害関連緊急事業(特例措置)を実施します

国土交通省砂防部
平成28年7月1日

平成28年熊本地震に伴い発生したがけ崩れ(擁壁等を含む)に対して、椎葉村及び五ヶ瀬町が緊急的に対策工事を実施します。

- ^{かわのくち}川の口地区 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業【特例】 (事業費:約3,000万円)
- ^{いちのせ}一の瀬地区 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業【特例】 (事業費:約1,000万円)

【位置図】



【川の口地区】

ひがしすきぐん ししばそん
宮崎県東臼杵郡椎葉村
発生日時 : 平成28年4月16日
保全対象 : 人家2戸
崩壊の規模 : 幅30m 高さ24m
主な対策工 : 擁壁工、法面工
実施主体 : 椎葉村



【一の瀬地区】

にしうすきぐん ごかせちょう
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町
発生日時 : 平成28年4月16日
保全対象 : 人家3戸
崩壊の規模 : 幅43m 高さ5m
被害状況 : 家屋一部損壊1戸
主な対策工 : 擁壁工
実施主体 : 五ヶ瀬町



【災害関連緊急事業等における特例措置】

平成28年熊本地震により発生したがけ崩れについて、放置すれば次期降雨や余震等で周辺の住家及び各種公共施設などに被害が拡大するおそれがある場合、高さ3m以上の小規模な急傾斜地や宅地擁壁等に対する対策についても、一定の要件を満たせば対策が実施できるよう採択要件の緩和を行いました。